プロジェクト　保険契約

項目　IFRS 第 17 号「保険契約」の概要

Ⅰ. 本資料の目的

1. ASBJ は 2025 年 12 月に公表した中期運営方針において、日本の資本市場への信認を確保する観点から、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上していく方針を示しており、その具体的な検討領域として金融商品及び保険契約を挙げている。さらに、保険契約については、金融商品の分類及び測定に関する検討との関係にも配慮しつつ、国際的な動向や関連法令との関係を踏まえて議論を進めることとしている。

2. この中期運営方針を踏まえ、第 586 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 20 日開催）では、保険契約全般に関する会計基準に関連する状況をご説明し、保険契約全般に関する会計基準のあり方の検討を開始することについて ASBJ 事務局から主に次の分析をお示しした。これらの全般的な方針について、第 586 回企業会計基準委員会では異論は聞かれなかった。

   (1) 保険契約全般に関する会計基準に関連する状況を踏まえると、保険契約全般に関する会計基準のあり方についての検討を開始することが考えられる。

   (2) 本プロジェクトは現時点で IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）をそのまま日本基準に取り込むことを前提とするものではないが、保険契約に関する国際的な会計基準として IFRS 第 17 号が広く適用されている状況に加え、金融商品の分類及び測定に関する基準開発について IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を参考として検討を進めていることとの整合性を踏まえ、IFRS 第 17 号を出発点として分析を行うことが考えられる。

   (3) これらの検討を行った後、保険契約全般に関する会計基準の着手に関する議論を行うことが考えられる。また、着手に関する議論を踏まえ、金融商品と保険契約に関する両会計基準の開発に関するロードマップの策定に関する議論を行うことが考えられる。

3. 前項を踏まえ、本資料では、IFRS 第 17 号の概要を説明し、ご意見を伺うことを目的としている。

II. IFRS 第 17 号の開発の背景

4. 保険契約に関する従前の IFRS 基準書である IFRS 第 4 号「保険契約」は、各国の会計上の要求事項及び当該要求事項の変型を反映して、企業が保険契約について幅広い多様な会計実務を使用することを認めており、従前の保険会計実務の中には、保険契約の根底にある真の財政状態や業績を適切に反映しないものがあったとされている(IFRS 第 17 号 BC1 項)。

5. IASB は、幅広い多様な会計実務には次のようなものがあったと説明している。

(1) IFRS 第 17 号以前の保険の測定モデルは、多くの場合、当初認識時に見積りを行い、契約の存続期間中のその後の時点で利用可能となる情報を含めるための更新をせずに、契約の存続期間全体を通じて同じ見積りを使用することを企業に要求していた(IFRS 第 17 号 BC155 項)。

(2) 従前の保険会計実務における収益の決定は、法域間で異なっており、収益金額の表示が、保険業の中でも他の業種でも他の企業が報告する情報と容易に比較できない結果となっていた。IASB は、この比較可能性の欠如を生じさせていた 2 つの共通の要因は次のことであったとしている(IFRS 第 17 号 BC27 項)。

① 預り金を収益として会計処理

② 収益を現金主義で認識

6. このような問題に対処するため、IASB は、保険者の財務諸表の有用性を高め、保険会計実務を法域間で一貫したものとするために IFRS 第 17 号を開発したとしている(IFRS 第 17 号 BC1 項)。

III. IFRS 第 17 号の概要

特徴

7. IASB は、保険契約は金融商品とサービス契約の両方の特徴を有しており、長期間にわたり相当な変動性を伴うキャッシュ・フローを生成することから、これらの要素に関して有用な情報を提供するため、次のアプローチを開発したと説明している(IFRS 第 17 号 BC16 項)。

(1) 将来キャッシュ・フローを現在価額で測定することと、契約に基づいてサービスが提供される期間にわたって利益を認識することとを組み合わせる。

(2) 保険サービス損益を保険金融収益又は費用と区分して表示する。

(3) すべての保険金融収益又は費用を純損益に認識するのか、それとも当該収益又は費用の一部をその他の包括利益に認識するのかの会計方針の選択を、企業がポートフォリオのレベルで行うことを要求する。

8. IASB は、当該アプローチは公正価値モデルではないと説明している。IFRS 第 17 号では、保険契約は一般的に第三者に移転することによって履行するのではなく、保険契約者へのサービスの提供によって一定期間にわたり保険契約を直接履行するという事実を反映する方法で保険契約を測定することを企業に要求するとされている(IFRS 第 17 号 BC17 項)。

9. また、IASB はサービスが提供されるのと同時に利益を認識することは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)と整合的であると説明している(IFRS 第 17 号 BC18 項)。

範囲

10. IFRS 第 17 号は主に次のものに適用される(IFRS 第 17 号第 3 項)。

(1) 当該企業が発行する保険契約(再保険契約を含む。)

(2) 当該企業が保有する再保険契約

(保険契約の定義)

11. 保険契約は IFRS 第 17 号付録 A において、次のように定義されている。

保険契約(insurance contract) 一方の当事者(発行者)が、他方の当事者(保険契約者)から、所定の不確実な将来事象(保険事故)が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約 保険リスク(insurance risk) 金融リスク以外で、契約の保有者から発行者に移転されるリスク 保険事故(insured event) 保険契約によりカバーされ、保険リスクを生じさせる不確実な将来の事象

12. IFRS 第 17 号では、保険リスクの移転が重大である場合に保険契約となる契約の例として、次のものを挙げている(IFRS 第 17 号 B26 項)。

(1) 盗難又は損害に対する保険契約

(2) 生命保険契約

(3) 就業不能状態及び医療費に対する保険契約　等

13. また、IFRS 第 17 号では、保険契約ではない契約の例として、次のものを挙げている（IFRS 第 17 号 B27 項）。

(1) 保険契約の法的形態を有しているが、重大な保険リスクを発行者に移転しない投資契約

(2) 当事者を金融リスクに晒すが保険リスクには晒さないデリバティブ

(3) 契約当事者に固有ではない気候上、地質学上又は他の物理的な変数に応じて決まる支払を要求する契約　等

（適用除外等）

14. IFRS 第 17 号では、以下のものには適用してはならないとされている（IFRS 第 17 号第 7 項）。

(1) 製造業者、販売業者又は小売業者が、顧客への財又はサービスの販売に関して提供した製品保証等

(2) 企業が保険契約者である保険契約（ただし、当該契約が保有する再保険契約である場合を除く。）

(3) 金融保証契約（ただし、発行者が過去において当該契約を保険契約とみなすことを明言していて、保険契約に適用される会計処理を使用している場合に適用できる。）

(4) 一定の条件を満たすクレジットカード契約、又は与信若しくは支払の取決めを提供する類似の契約　等

15. また、一定の条件を満たす定額報酬のサービス契約等には、IFRS 第 17 号ではなく、IFRS 第 15 号を適用することを選択できるとされている（IFRS 第 17 号第 8 項）。

（保険契約からの構成要素の分離）

16. 保険契約に他の IFRS 会計基準の対象となる構成要素が含まれる場合には、企業は一定の構成要素を分離して次のように会計処理するとされている（IFRS 第 17 号第 10 項から第 13 項）。

(1) 分離した組込デリバティブ及び区分可能な投資要素[1]には IFRS 第 9 号を適用する。

(2) (1)で分離した後に、別個の財又は保険契約サービス以外のサービスには IFRS 第 15 号を適用する。

(3) 残りの構成要素には IFRS 第 17 号を適用する。

保険契約の集約のレベル

17. IFRS 第 17 号では、企業は、類似したリスクに晒されていて一括して管理されている複数の契約で構成される保険契約ポートフォリオを識別しなければならないとされている。さらに保険契約ポートフォリオは、収益性等に基づき、保険契約グループに分割するとされている（IFRS 第 17 号第 16 項）。この分割した保険契約グループ単位に対して IFRS 第 17 号の認識及び測定の要求事項が適用される（IFRS 第 17 号第 24 項）。

18. 保険契約グループについて、企業は、発行の時点が 1 年超離れた契約を同じグループに含めてはならないとされ、必要な場合には、保険契約グループをさらに分割することとされている（IFRS 第 17 号第 22 項）。

認識

19. 企業は、自身が発行する保険契約グループを、次のうち最も早い日から認識しなければならないとされている（IFRS 第 17 号第 25 項）。

(1) 当該契約グループのカバー期間の開始時

(2) 当該グループの中の保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日

(3) 不利な契約グループ[2]については、当該グループが不利となった日

測定

20. IFRS 第 17 号では、次の 3 つの測定のモデルを規定している（IFRS 第 17 号第 29 項、第 45 項及び第 53 項）。

測定モデル	測定の位置づけ	適用条件
一般モデル	基本的な測定方法	直接連動有配当契約以外

[1] 投資要素は、保険契約が、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、すべての状況において保険契約者に返済することを企業に要求している金額とされている（IFRS 第 17 号付録 A）。
[2] 不利な契約グループとは、保険契約グループから生じるキャッシュ・フローが合計で正味のアウトフローである場合の契約グループをいう。(IFRS 第 17 号第 47 項)

測定モデル	測定の位置づけ	適用条件
保険料配分アプローチ	簡便的な測定方法	一般モデルによる測定額と比べ重要性がある差異がないと企業が合理的に予想している場合又はカバー期間が 1 年以内である場合
変動手数料アプローチ	一般モデルを一部修正した測定方法	直接連動有配当契約(本資料第 34 項参照)

(一般モデル)

当初認識

21. 一般モデルでは、保険契約グループを次の合計額で測定するとされている(IFRS 第 17 号第 32 項)。

(1) 履行キャッシュ・フロー

① 将来キャッシュ・フローの見積り

② 貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローに係る金融リスクを反映するための調整

③ 非金融リスクに係るリスク調整

(2) 契約上のサービス・マージン(以下「CSM」という。)

22. 履行キャッシュ・フロー及び CSM は、次のとおり定義されている(IFRS 第 17 号付録 A)。

履行キャッシュ・フロー(fulfilment cash flows) 企業が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローの現在価値から将来キャッシュ・インフローの現在価値を控除した金額の明示的で偏りのない確率加重した見積り(すなわち、期待値)であり、非金融リスクに係るリスク調整を含む。 非金融リスクに係るリスク調整(risk adjustment for non-financial risk) 企業が保険契約を履行するにつれて非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して企業が要求する報酬

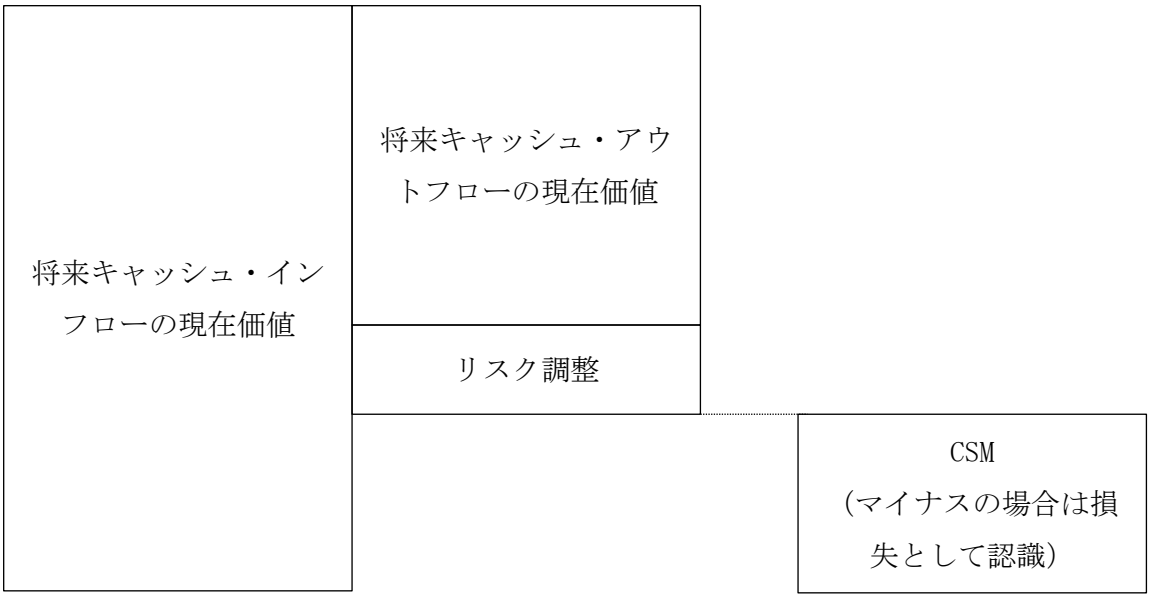
契約上のサービス・マージン（contractual service margin） 保険契約グループに係る資産又は負債の帳簿価額の構成要素で、企業が当該グループの中の保険契約に基づく保険契約サービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すもの

23. 保険契約グループの CSM は、保険契約グループが不利である場合を除き、収益も費用も生じない金額で測定される（IFRS 第 17 号第 38 項）。

24. 保険契約グループが不利な契約グループとなる場合には、CSM をゼロとし、損失を直ちに純損益に認識することとされている（IFRS 第 17 号第 47 項）。IASB は、当初認識時に予想利益を認識せず不利な契約グループの予想損失を直ちに認識する取扱いについて、IFRS 第 15 号で要求されている顧客との契約時の利益及び損失の認識に対するアプローチと整合的であると説明している（IFRS 第 17 号 BC21 項）。

25. 本資料第 21 項から第 24 項までの保険契約グループの当初認識を図で示すと次のようになる。

図表　当初認識時の CSM の測定

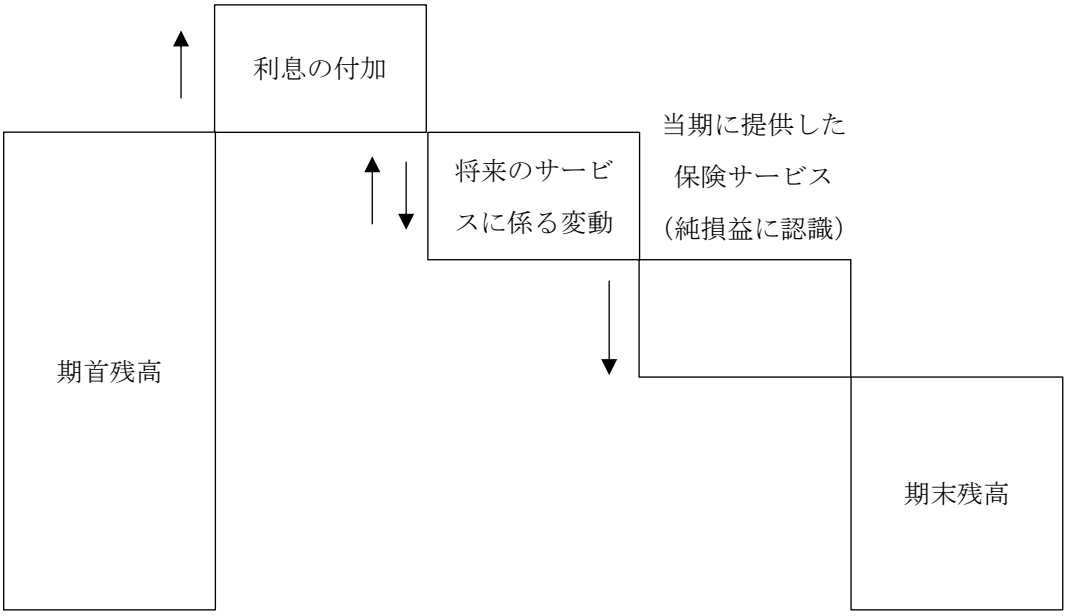


事後測定

26. 履行キャッシュ・フローは、当初認識後も、仮定の変動を反映した最新の情報に基づき、各報告期間末に再測定することとされている（IFRS 第 17 号第 33 項(c)及び B54 項）。

27. 将来のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの見積りの変動は、貨幣の時間価値及び金融リスクの変動による影響を除き、原則として CSM を調整するとされている。一方、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響は、保険金融収益又は費用として認識し、会計方針の選択により、その全額を純損益に認識するか、純損益とその他の包括利益に分解して認識する（IFRS 第 17 号第 44 項(c)及び第 88 項）。

28. また、CSM については、当初認識時に決定した割引率を用いて利息を付加するとともに、当期に提供した保険契約サービスに対応する金額を保険収益として認識することとされている（IFRS 第 17 号第 44 項(b)及び(e)）。これを図で示すと次のようになる。



（保険料配分アプローチ）

29. 保険料配分アプローチは一般モデルによる測定を単純化した測定方法とされている（IFRS 第 17 号 BC288 項）。

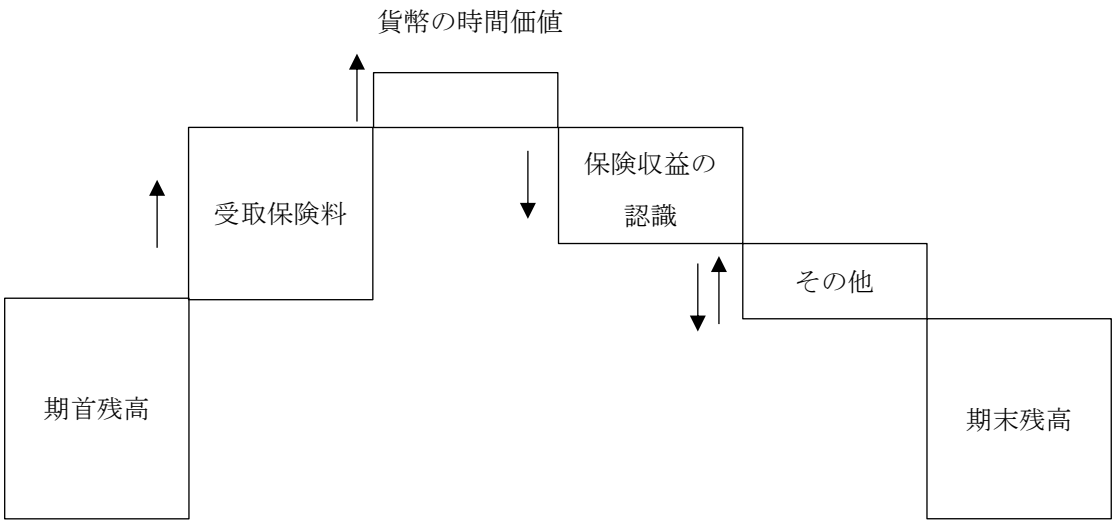
30. 保険料配分アプローチを適用するためには、保険契約グループの開始時点において、次のいずれかの要件に該当する必要があるとされている（IFRS 第 17 号第 53 項）。

(1) 一般モデルによる残存カバーに係る負債の測定額と比べ重要性がある差異がないと企業が合理的に予想している場合

(2) 当該グループの中の各契約のカバー期間が 1 年以内である場合

31. 保険料配分アプローチでは、当初認識時には受け取った保険料から保険獲得キャッシュ・フロー等を調整した金額で測定し、その後は、受け取った保険料を加算し、当期のサービ

ス提供に対応する保険収益等を減算して測定するとされている(IFRS 第 17 号第 55 項)。これを図で示すと次のようになる。



32. また、保険契約グループが不利であることを事実及び状況が示している場合には、必要な損失を認識するとされている（IFRS 第 17 号第 57 項から第 59 項）。

（変動手数料アプローチ）

33. 変動手数料アプローチは、直接連動有配当保険契約に適用される測定アプローチであり、一般モデルの会計処理を当該契約の特性を反映するように修正したものである。

34. 直接連動有配当保険契約とは、保険契約のうち、実質的に投資関連サービス契約（企業が基礎となる項目に基づく投資リターンを約束している契約）であるものとされており、以下のとおり定義されている（IFRS 第 17 号付録 A）。

> 直接連動有配当保険契約（insurance contract with direct participation features）
>
> 開始時に下記に該当する保険契約
>
> (a) 契約条件で、基礎となる項目の明確に識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている。
>
> (b) 企業が保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンの相当な持分に等しい金額を支払うと予想している。かつ、
>
> (c) 保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると企業が予想している。

35. IASB は、直接連動有配当保険契約について、基礎となる項目に対する企業の持分を、保険契約サービスに対する変動手数料の一部として描写することが、契約上の取り決めの性質を忠実に表すと判断したと説明している(IFRS 第 17 号 BC244 項)。

36. 変動手数料アプローチでは、契約上のサービス・マージンは手数料の変動的な性質を反映するように修正される(IFRS 第 17 号 B110 項)。具体的には、基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分の変動を、将来のサービスに関するものとして扱い、契約上のサービス・マージンを調整することとされている（IFRS 第 17 号 B112 項）。

財政状態計算書における表示

37. IFRS 第 17 号は、財政状態計算書において、次のポートフォリオの帳簿価額を次のように区分して表示することを要求している（IFRS 第 17 号第 78 項）。

(1) 資産である発行した保険契約

(2) 負債である発行した保険契約

(3) 資産である保有している再保険契約

(4) 負債である保有している再保険契約

38. IFRS 第 17 号では、保険契約グループを単位として認識及び測定を行うものの、財政状態計算書ではポートフォリオを単位として表示することとされている。このため、同一ポートフォリオ内の保険契約グループの帳簿価額は純額としたのち、資産となるポートフォリオと負債となるポートフォリオは区分して表示される（IFRS 第 17 号第 78 項及び BC330A 項）。

財務業績の計算書における認識及び表示

39. 企業は純損益及びその他の包括利益の計算書に認識した金額を次のとおり分解することとされている（IFRS 第 17 号第 80 項）。

(1) 保険サービス損益

① 保険収益

② 保険サービス費用

(2) 保険金融収益又は費用

40. また、企業は、保有している再保険契約からの収益又は費用を、発行している保険契約からの費用又は収益と区分して表示しなければならないとされている（IFRS 第 17 号第 82 項）。

41. 本資料第 39 項及び第 40 項に記載された IFRS 第 17 号及び IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項に基づく純損益計算書の表示例は、次のようになると考えられる。

保険収益

保険サービス費用

再保険損益

保険サービス損益

投資収益

保険金融費用※

正味金融損益

その他の営業費用

営業利益

（以下省略）

※保険金融収益又は費用について、すべて純損益に認識するか、又はその一部をその他の包括利益に認識するかを会計方針として選択することができる。

（保険サービス損益）

保険収益

42. IFRS 第 17 号では、保険収益について、保険契約サービスの提供を、当該サービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価を反映する金額で描写することを要求している（IFRS 第 17 号第 83 項）。保険契約グループの対価には、リスク調整や CSM が含まれる（IFRS 第 17 号 B121 項）。

保険サービス費用

43. IFRS 第 17 号では、保険契約グループから生じた発生保険金等を純損益に表示するとされている。IASB は、保険金及び費用（保険獲得費を除く。）を発生時に報告することは、他の種類の契約についての費用の報告と整合的であり、財務諸表利用者に有用な情報を提供すると判断したと説明している（IFRS 第 17 号 BC343 項）。

投資要素

44. IFRS 第 17 号では、保険収益及び保険サービス費用には、投資要素を含めないこととされている（IFRS 第 17 号第 85 項）。IASB は、企業がこのような投資要素の受取り及び返済を保険収益及び発生保険金として表示するとした場合には、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融商品と IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約に組み込まれた投資要素との間の類似性を忠実に表現しないことになると説明している（IFRS 第 17 号 BC33 項）。

保険獲得キャッシュ・フロー

45. 保険獲得キャッシュ・フローは、保険契約グループの販売、引受及び開始のコストにより生じるキャッシュ・フローのうち、当該保険契約グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するものとされている（IFRS 第 17 号付録 A 用語の定義）。

46. 企業は、受け取った保険料のうち保険獲得キャッシュ・フローの回収に対応する部分を、時の経過に基づいて規則的な方法で各期間に配分し、配分金額を保険収益と保険サービス費用に同額認識することとされている（IFRS 第 17 号 B125 項）。IASB は、この会計処理の結果、保険獲得キャッシュ・フローをカバー期間にわたり費用として認識することとなると説明している（IFRS 第 17 号 BC179 項）。

（保険金融収益又は費用）

47. IFRS 第 17 号では、保険金融収益又は費用には、原則として、貨幣の時間価値及び金融リスク並びにそれらの変動の影響による保険契約グループの帳簿価額の変動が含まれることとされている（IFRS 第 17 号第 87 項）。IASB は、保険金融収益又は費用を保険サービス損益と区分して表示することにより、企業の業績のさまざまな側面に関して有用な情報が提供されると説明している（IFRS 第 17 号 BC41 項）。

48. また、IFRS 第 17 号では、保険契約ポートフォリオごとに、保険金融収益又は費用について、すべて純損益に認識するか、又はその一部をその他の包括利益に認識するかを会計方針として選択することができるとされている（IFRS 第 17 号第 88 項から第 90 項）。IASB は保険契約ポートフォリオごとに会計方針の選択を認めることによって、関連する金融資産との会計上のミスマッチを削減することを可能にしていると説明している（IFRS 第 17 号 BC44 項）。

開示

49. IFRS 第 17 号の開示要求の目的は、企業が注記において、財政状態計算書、財務業績の計算書及びキャッシュ・フロー計算書において提供する情報と合わせて、IFRS 第 17 号の範

囲に含まれる契約が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することとされている。この目的を達成するため、次に関する定性的情報及び定量的情報を開示することを求めている（IFRS 第 17 号第 93 項）。

(1) IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約について財務諸表に認識した金額

(2) IFRS 第 17 号を適用する際に行った重大な判断及び当該判断の変更

(3) IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度

ディスカッション・ポイント
上述のご説明について、ご質問及びご意見があれば伺いたい。

以　上